

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成24年1月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名及び施工地区

- ア 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（東山営業所管内A工区（東山営業所管内全域））
- イ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（山科営業所管内A工区（国道1号線川田道以北、渋谷川田道以北、国道1号線渋谷街道以北の山科営業所管内））
- ウ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（山科営業所管内B工区（国道1号線以東、旧奈良街道以東、名神外環状線以東、新小栗栖街道以東の山科営業所管内））
- エ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（山科営業所管内C工区（国道1号線川田道以南、渋谷川田道以南、国道1号線以西、旧奈良街道以西、名神外環状線以西、新小栗栖街道以西の山科営業所管内））
- オ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（北営業所管内A工区（鷹ヶ峰・竹殿上通以北、堀川竹殿上通以東、北山大宮通以東、北大路大宮通以北、北大路加茂街道以東、加茂街道出雲路橋以北の北営業所管内））
- カ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（北営業所管内B工区（竹殿上通以南、船岡東通以東、千本今宮通以東、堀川竹殿上通以西、北山大宮通以西、北大路加茂街道以西の北営業所管内））
- キ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（北営業所管内C工区（竹殿上通船岡東通以西、鷹ヶ峰以南、千本今宮通以西の北営業所管内））
- ク 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（丸太町営業所管内A工区（三条通西大路通以北、丸太町西大路通以北、丸太町寺町通以北、広小路寺町通以北の丸太町営業所管内））
- ケ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（丸太町営業所管内B工区

(丸太町西大路通以南, 三条通西土居通以東, 丸太町寺町通以南, 広小路寺町通以南の丸太町営業所管内))

- コ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（右京営業所管内A工区（桂川清滝道以北, 丸太町通清滝道以北, 丸太町天神川通以北, 御池天神川通以北の右京営業所管内））
- サ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（右京営業所管内B工区（御池天神川通以南, 四条天神川通以南, 四条通府道太秦上桂線以南の右京営業所管内））
- シ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（右京営業所管内C工区（桂川清滝道以東, 丸太町通清滝道以南, 丸太町天神川通以南, 四条天神川通以西, 四条通府道太秦上桂線以西の右京営業所管内））
- ス 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（西京営業所管内A工区（国道9号線物集女街道以北, 新山陰街道物集女街道以北, 新山陰街道中山・向日線以西の西京営業所管内））
- セ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（西京営業所管内B工区（国道9号線物集女街道以南, 新山陰街道物集女街道以南, 新山陰街道中山・向日線以東の西京営業所管内））
- ソ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（左京営業所管内A工区（修学院離宮道白川通以北の修学院離宮道白川通以西, 北大路白川通以北の左京営業所管内））
- タ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（左京営業所管内B工区（修学院離宮道白川通以南, 北大路通川端通以東, 今出川通川端通以北の左京営業所管内））
- チ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（左京営業所管内C工区（北大路通川端通以南, 今出川通川端通以南の左京営業所管内））
- ツ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（九条営業所管内A工区（大宮通JR京都線以東, 壬生川通JR京都線以東, 九条通壬生川通以北の九条営業所管内））
- テ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事（九条営業所管内B工区（大宮通JR京都線以西, 壬生川通JR京都線以西, 九条通油小路以南, 十条通油

小路以北、十条通西大路通以北、九条通西大路通以北、九条通葛野大路通以北、
JR京都線葛野大路通以北の九条営業所管内))

ト 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事 (九条営業所管内C工区 (九条通油小路通以南、十条通油小路通以南、十条通西大路通以南、九条通西大路通以南、九条通葛野大路通以南、JR京都線葛野大路通以南の九条営業所管内))

ナ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事 (伏見営業所管内A工区 (師団街道府道中山稻荷線以西、琵琶湖疏水府道中山稻荷線以西、琵琶湖疏水津知橋通以北、油小路通津知橋通以西、油小路通油掛通以北、桂川油掛通以東の伏見営業所管内))

ニ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事 (伏見営業所管内B工区 (師団街道府道中山稻荷線以東、府道中山稻荷線琵琶湖疏水津知橋通以東、津知橋通国道24号線以東、国道24号線宇治川以北の伏見営業所管内))

ヌ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事 (伏見営業所管内C工区 (桂川以西、桂川油掛通以南、油小路通油掛通以西の伏見営業所管内))

ネ 鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事 (伏見営業所管内D工区 (津知橋通国道24号線以南、津知橋通油小路通以南、国道24号線宇治川以南の伏見営業所管内))

(2) 工事及び契約の概要

本市域において、配水管から分岐した道路又は通路部分等の鉛製給水管の取替え及び40ミリメートル以下の水道メーターの移設について、(1)に掲げる施工地区ごとに、工種別の単価契約をするものである。

(3) 予定数量

予定数量表のとおり

(4) 契約期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市上下水道局の平成23年度の競争入札有資格者名簿（工事）に「管工事」（給排水衛生関係）の種目に登録されており、平成24年度の競争入札有資格者名

簿（工事）に同種目で登録予定の者

- (2) 当局の「補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者」に登録があること。
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、平成24年4月1日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）における「管」の種目の総合評定値が700点以上であること。
- (4) 建設業法の定めるところにより、本件工事施工に必要な主任技術者（給水装置主任技術者の資格所得後1年以上の実務経験を有する者に限る。）を1(1)アから1(1)ネまでの入札参加希望管内ごとに専任で配置できること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

- (5) 一般競争入札参加資格申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (6) 本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。
- (7) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場

合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書の交付

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0_6.html

(2) 交付期間

この公告の日から平成24年2月3日（金）までの午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、京都市上下水道局ホームページからダウンロードすることもできる。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を

提出し、審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(3)及び(4)に掲げる条件に関する書類

(2) 申請書類の提出期間及び提出場所

ア 提出期間

この公告の日から平成24年2月3日（金）までの午前9時から午後5時まで

（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

3(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知及び工事の仕様書等の配布について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成24年2月9日（木）に、3(1)において掲示する。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることとする。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

工事の仕様書等については、平成24年2月16日（木）までに株式会社平安光業（中京区丸太町通烏丸西入常真横町187 電話075-231-1179）において購入すること（購入時間は、午前9時から午後5時までとする。）。この参加資格の確認通知日から平成24年2月16日（木）までの期間に設計書及び図面を購入されなかった場合には、積算不能として本件入札に参加することができない。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成24年2月13日（月）午後5時までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成24年2月15日（水）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、

管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

- ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、京都市上下水道局が公告した当該種目の他の工事入札において低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき、又は落札決定に至っていない同種目の他の工事入札において低入札価格の対象となる応札を行ったとき。
- ウ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。
- エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- オ その他管理者が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

5 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

ア 1(1)アに係る入札

平成24年2月21日（火）午前9時00分

イ 1(1)イに係る入札

平成24年2月21日（火）午前9時30分

ウ 1(1)ウに係る入札

平成24年2月21日（火）午前10時00分

エ 1(1)エに係る入札

平成24年2月21日（火）午前10時30分

オ 1(1)オに係る入札

平成24年2月21日（火）午前11時00分

カ 1(1)カに係る入札

平成24年2月21日（火）午前11時30分

キ 1(1)キに係る入札

平成24年2月21日（火）午後1時30分

ク 1(1)クに係る入札

平成24年2月21日（火）午後2時00分

- ケ 1(1)ケに係る入札
平成24年2月21日（火）午後2時30分
- コ 1(1)コに係る入札
平成24年2月21日（火）午後3時00分
- サ 1(1)サに係る入札
平成24年2月21日（火）午後3時30分
- シ 1(1)シに係る入札
平成24年2月21日（火）午後4時00分
- ス 1(1)スに係る入札
平成24年2月22日（水）午前9時00分
- セ 1(1)セに係る入札
平成24年2月22日（水）午前9時30分
- ソ 1(1)ソに係る入札
平成24年2月22日（水）午前10時00分
- タ 1(1)タに係る入札
平成24年2月22日（水）午前10時30分
- チ 1(1)チに係る入札
平成24年2月22日（水）午前11時00分
- ツ 1(1)ツに係る入札
平成24年2月22日（水）午前11時30分
- テ 1(1)テに係る入札
平成24年2月22日（水）午後1時30分
- ト 1(1)トに係る入札
平成24年2月22日（水）午後2時00分
- ナ 1(1)ナに係る入札
平成24年2月22日（水）午後2時30分
- ニ 1(1)ニに係る入札
平成24年2月22日（水）午後3時00分
- ヌ 1(1)ヌに係る入札
平成24年2月22日（水）午後3時30分

ネ 1(1)ネに係る入札

平成24年2月22日（水）午後4時00分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

6 入札方法等

- (1) 本件入札は、参加資格者が入札に出席して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとする。
- (2) 入札は、1(1)に掲げるアからネまでの管内工区ごとに実施する。
- (3) 入札金額については、工事別基準単価表別表1の各基準単価に予定数量を乗じた総額の範囲内かつ各基準単価の制限金額の範囲内で行うものとする。
- (4) 工事別基準単価表別表2に示す工種の単価については、工事別基準単価表別表2の各基準単価に工事別基準単価表別表1に示す工種の入札における小数点5桁の落札率を乗じたものを決定単価とする。ただし、円未満は切り捨てるものとする。
- (5) 入札書については、基準単価総括表の口径及び工種ごとに見積もった契約希望単価の105分の100に相当する金額にそれぞれの予定数量を乗じたものの合計金額（以下「総価」という。）を記載すること。
- (6) 入札者と併せて、会社の住所又は所在地、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印した基準単価総括表及び入札金額内訳書も同時に提出すること。
- (7) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (8) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とする。
- (9) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載することとする。
- (10) 本件入札において、応札者が一者であるときは、京都市上下水道局契約規程第10条第2項の規定に基づき本件入札を取り消すこととする。

7 落札者の決定方法及び低入札価格調査

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。ただし、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格で入札した場合（以下、その入札者を「低入札価格入札者」という。）は、同制度による調査を実施するので、開札日の翌日から2日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）の午後5時までに、低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」という。）を3(1)の場所に提出しなければならない。低入札価格応札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、その者に対し要綱第27条第1項の規定に基づき、競争入札参加停止措置を行う。

なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときには、その者との契約を行わない。

低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、3(1)の場所において掲示する。

- (2) 落札予定者が低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成日（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日）まで、京都市上下水道局が実施する当該種目の入札には参加できないものとする。

8 契約方法

単価契約（契約の締結は、総価を予定数量で割り戻した口径及び工種ごとの単価に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって単価ごとに契約を行う。）

9 入札の無効

- (1) 京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。
- (2) 本件入札及び本件入札と開札日を同じくする他の同種目の工事の入札において低入札調査基準価格を下回る額の応札（以下「低価格入札」という。）を複数の入札で行った場合は、その者の行った低価格入札は全て無効とする。

10 予算不成立の場合の無効

本件単価契約に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件単価契約のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を当局に請求することはできない。

11 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 工事請負契約書には、建設事業に関して所管官庁から重大な処分を受けた場合に契約を解除する旨の特約を設けることとする。
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 契約保証金 免除
- (6) 契約書作成の要否 要

(上下水道局総務部用度課)